

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
全般的事項 (観光計画)	<p>(1)観光計画〔観光消費額単価の成果指標としての設定について〕(指摘)</p> <p>滋賀県基本構想において、観光に関連し、定められている指標は「観光消費額」である。また、「健康しが」ツーリズムビジョン2022の成果指標は「観光消費額」、「延べ宿泊客数」および「延べ観光入込客数」である。</p> <p>この「観光消費額」を増加させるには、以下の①②の増加しかないと言える。</p> <p>観光消費額 = 観光入込客数 (①) × 観光消費額単価 (②)</p> <p>①に対しては、「健康しが」ツーリズムビジョン2022でも成果指標として延べ宿泊客数および延べ入込客数を定めているが、②の観光消費額単価については、成果指標として定められていないため、観光入込客数のみではなく、成果指標として観光消費額単価を加えることが必要である。</p>	<p>令和4年3月末に「『健康しが』ツーリズムビジョン2022」を改定し、新たに「シガリズム観光振興ビジョン」を策定したが、この中で観光消費額単価についても成果指標として設定した。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
全般的事項 (観光計画)	(2)観光計画〔観光消費額単価の調査について〕(指摘) 観光消費額単価について平成30年度まで平成22年度調査に基づく同一の単価を使用していた。 単価が一定である場合、各年度の単価増減の要因が観光消費額に反映されず、観光入込客数の増減しか反映されない。これでは、算定された値が適切に当該年度の観光消費額を示しているとは言い難い。 平成24年度から平成30年度まで、長期間同一の単価を使用したことは問題であった。観光入込客数および観光消費額単価の2つの観点から分析することで、翌期以降のツーリズムビジョンアクションプランの立案に役立てるべきである。	令和元年度以降の観光消費額単価は、平成30年度の大規模調査の結果に基づいているとともに、令和3年度については大規模調査を実施したところである。 また、令和4年3月末に「『健康しが』ツーリズムビジョン2022」を改定し、新たに9年を計画期間とする「シガリズム観光振興ビジョン」(令和4年度～令和12年度)を策定したが、そのアクションプランは3年ごとに策定するため、今後、大規模調査についてもこれに合わせるとともに、調査実施の費用対効果も勘案して3年ごとに実施し、アクションプランの立案に役立てる。
	(3)観光計画〔「観光統計調査」結果の利用について〕(指摘) 県は毎年度「観光統計調査」(パラメータ調査)において10拠点を調査対象としている一方で、大規模調査として平成22年度に50拠点を、平成30年度に30拠点を調査対象としているが、年度ごとの観光消費額を算定するに際し、パラメータ調査結果を利用せず、直近の大規模調査結果を利用していた。 今後、県が目指す方向性として、観光の質を高めることが重要であると明確に公表されており、その測定指標である単価調査の重要性は高くなるはずである。 そのため、今後は、毎年度のパラメータ調査についても10拠点ではなく、30拠点以上もしくは大規模調査と同水準の評価結果が得られるような調査を実施した上で、観光消費額の算定に使用すべきである。	令和3年度については、30拠点を調査対象として大規模調査を実施した。 また、令和4年3月末に「『健康しが』ツーリズムビジョン2022」を改定し、新たに9年を計画期間とする「シガリズム観光振興ビジョン」(令和4年度～令和12年度)を策定したが、そのアクションプランは3年ごとに策定するため、今後、大規模調査についてもこれに合わせるとともに、調査実施の費用対効果も勘案し、3年ごとに実施する。 なお、毎年度、アクションプランの進捗管理を行うこととしているが、大規模調査を実施しない年度の観光消費額単価については、直近の大規模調査の単価に消費者物価指数の変動を反映することにより、実態に応じた補正を行う。

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
全般的事項 (観光計画)	<p>(4)観光計画 [観光消費額の確定値の速やかな公表について] (意見)</p> <p>平成30年度および令和元年度の観光消費額について、確定値が公表されておらず、速報値しか公表されていなかった。その公表方法も翌年度のツーリズムビジョンアクションプランの中における前年度実績として記載しているのみである。</p> <p>しかし、県の内部では、確定値を該年度の観光消費額としての正式な数値として捉え、さまざまな検討材料として利用している。</p> <p>地域経済の活性化を数値的に測定するためにも観光消費額は非常に重要であり、今後は、利害関係者に対して、適時・適切な情報開示にむけて取り組むことが望まれる。</p>	<p>令和2年の観光消費額および観光消費額単価の確定値については、令和3年9月10日に公表した。今後も適時・適切な情報開示に努めてまいりたい。</p>
	<p>(5)観光計画 [観光消費額単価の変更に関する公表について] (意見)</p> <p>県は平成30年度の観光消費額(速報値)の算出まで、平成22年度のパラメータ調査(大規模調査)結果に基づいた観光消費額単価を使用していた。</p> <p>平成30年度の調査結果に基づいた観光消費額単価を用いて、観光消費額2,039億円を算出した結果、前年の平成30年度の速報値1,799億円と比べ、240億円(約13%)も増加している。ただし、この増加額には、観光消費額単価を変更したことによる影響が含まれている。</p> <p>前提の大幅な変更は、利害関係者の適切な理解のためにも明確に示すべきであり、今回のケースでは、令和元年度の速報値を公表する際に、その旨を明確に提示すべきであった。今後は、宿泊・滞在型旅行の推進などによって観光消費額単価の向上にも注力していく県の方針も鑑みると単価に関する情報開示についても積極的に取り組むべきである。</p>	<p>令和2年の観光消費額および観光消費額単価の確定値については、令和3年9月10日に公表した。今後も適時・適切な情報開示に努めてまいりたい。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
全般的事項 (観光計画)	<p>(6)観光計画 [目標値の適時の見直しについて] (意見)</p> <p>「健康しが」ツーリズムビジョン2022で令和4年度に観光消費額2,000億円を目標値として設定しているが、未公表であるものの、平成30年度の確定値は1,972億円と目標値にせまる数値となっており、翌年の令和元年度には速報値で2,039億円と3年前倒しで目標を達成している。</p> <p>これら数値は、前提とした平成22年度調査結果単価ではなく、日帰り・宿泊ともに増加した平成30年度調査結果単価を用いて計算したことが主な要因ではある。</p> <p>今後、重要な前提情報が異なった場合、もしくは異なることが予見可能な場合には、目標値を適切な水準に設定するため、可能な限り新たな前提条件に基づいた目標値を設定することが望ましい。</p>	<p>「健康しが」ツーリズムビジョン2022については、令和3年度に一年前倒しで改定した。</p> <p>新たに策定した「シガリズム観光振興ビジョン」では、その第1期アクションプランにおいて、ビジョンで定めた成果指標の令和6年度目標値を設定し、観光客数はコロナ禍前の令和元年度の人数を上回る値、消費額は体験・交流型観光の推進等による観光の質の向上により、令和元年度の観光消費額単価を5%上げる値とするなど適切に設定した。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
全般的事項 (観光計画)	(7)観光計画〔評価の時期について〕（意見） 滋賀県観光事業審議会が平成30年度のツーリズムビジョンアクションプラン対象事業を評価しているものの、評価の時期が令和元年10月31日であり、事業完了から半年以上となっている。 個別事業の評価は課題の把握、分析等により翌事業年度の事業設計・遂行の改善に役立てる必要があるが、評価の時期が遅い場合、翌事業年度に有効的に活用できない可能性がある。 今後、個別事業を翌事業年度の事業に反映することができる時期に評価することによりPDCAサイクルを有効に機能させることが必要である。	評価結果を次年度事業の構築に生かすため、令和3年度は8月6日の滋賀県観光事業審議会において、令和2年度のツーリズムビジョンアクションプラン対象事業の評価を実施した。
	(8)観光計画〔評価資料の公表について〕（意見） 県はツーリズムビジョンアクションプラン対象事業について、事業別に成果指標の実績を把握したうえで目標の達成度の記号を付しており、観光施策効果および今後の対応についての評価を行っているが、評価結果の資料をホームページに公表していなかった。 ツーリズムビジョンアクションプランは公表資料として県のホームページに掲載されており、個別の事業について成果指標を定めているが、この評価結果がホームページに公表されていないため、県民および観光に係る利害関係者は目標を達成できたのかについて、容易に知りうるできない。 今後、県は個別事業の評価結果をホームページに公表することにより、県民等に対して事業の実施結果を周知することが必要である。	令和2年度のツーリズムビジョンアクションプラン対象事業の評価結果については、令和3年10月18日にホームページで公表した。今後も適時・適切な情報開示に努めてまいりたい。

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>全般的事項 (目標設定)</p>	<p>(9)目標設定 [上位目標と関連性を有する定量的な目標設定について] (指摘)</p> <p>「健康しが」ツーリズムビジョン2022において、県観光振興に理念や目指すべき方向性を示したうえで、成果指標として延べ宿泊者数450万人、観光消費額2,000億円および延べ観光入込客数6,000万人を設定している。</p> <p>当該目標を達成するために、個別事業をツーリズムビジョンアクションプランにおいて具体的施策として定めている。</p> <p>すなわち、個別事業における施策の成果指標は、「健康しが」ツーリズムビジョン2022における成果指標と有機的な繋がりを有し、成果指標も定量的にブレイクダウンされた目標として設定されていることが必要であると思われるが、個々の事業における成果指標が上位目標である「健康しが」ツーリズムビジョン2022にどのように繋がっていくのか判然としないものが散見された。これでは、個別事業の成果指標の達成具合に基づき、次年度以降どのような改善を図って、より効果的な施策を策定していくかという、いわゆるPDCAサイクルを有効に機能させることができないと考えられる。</p> <p>したがって、定量的な成果指標を定めにくい事業を除き、上位目標である「健康しが」ツーリズムビジョン2022における成果指標との関係性を十分に考慮した成果指標を、ツーリズムビジョンアクションプランにおいて設定・整理し、達成度合いに基づくPDCAサイクルを有効に機能させていくべきである。</p> <p>また、観光消費額については、目標年度より3年前倒しで達成しており、現状の目標値が低いとも評価できる。この状況のもと、上位目標と関連性を有する定量的な目標設定を行った場合、個別事業の成果指標も相対的に低く設定されてしまう。この点を考慮し上位目標である「健康しが」ツーリズムビジョン2022における成果指標は達成が容易に可能な目標値とならないよう注意が必要である。</p>	<p>令和元年度のアクションプランでは個別事業ごとに成果指標を設定していたが、令和2年度および令和3年度のアクションプランにおいては、個別事業ごとではなく、「『健康しが』ツーリズムビジョン2022」の3つの基本戦略ごとに主な事業目標を設定していた。</p> <p>同ビジョンについては、令和4年3月末に改定し、新たに「シガリズム観光振興ビジョン」（令和4年度～令和12年度）を策定したが、そのアクションプランについては、3年ごとに策定することとしている。</p> <p>この第1期アクションプラン（令和4年度～令和6年度）においては、個別事業ごとの成果指標は設けず、「シガリズム観光振興ビジョン」で定める成果指標（観光客数・消費額・満足度等）およびアクションプランの重点分野ごとに定める成果指標について目標値を定めた。なお、これらの目標値については、容易に達成が可能なものとならないよう留意しつつ、根拠を明確にした上で設定した。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>全般的事項 (目標設定)</p>	<p>(10)目標設定[経済波及効果の目標設定の検討について](意見)</p> <p>観光消費額の増加、観光の「質」を高める、といった定性目標を明言し、経済的に寄与する観光振興施策を取組む県の姿勢からすると、経済波及効果を成果指標に取り入れることが有益であると思われるが、現状では成果指標とされていない。</p> <p>経済波及効果は、観光消費の直接的な経済効果のみならず、県に対してどのような効果をもたらすか産業別にもわかり、その全体的な効果を測定することができる。また、雇用、所得、税収への影響も定量的に把握することができ、事業の県全体に対する効果を具体的に認識することが可能となるため、PDCAサイクルにも寄与するものと考えられる。さらに、観光に資するプロジェクト投資を計画する場合の費用対効果を定量的に測定するツールとしても使用できることから、県としての投資の意思決定にも寄与するものと考えられる。</p> <p>今後、「健康しが」ツーリズムビジョン等において経済波及効果を成果指標として定め、当該大目標の達成に寄与するという観点から個別事業を策定することが望まれる。</p>	<p>令和4年3月末に「『健康しが』ツーリズムビジョン2022」を改定して新たに策定した「シガリズム観光振興ビジョン」においては、成果指標として観光入込客数と観光消費額単価を設定しており、今後、これらから算出される経済波及効果も把握していく。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>全般的事項 (目標設定)</p>	<p>(11)目標設定 [広告に対する目標設定について] (意見)</p> <p>県は観光施策の一環としてパンフレット等の広告媒体により県の観光地やイベントの情報を広く発信しているものの、広告効果についての成果指標を設定しておらず、また観光入込客数の増加に寄与するかの効果について十分には検証できていなかった。</p> <p>広告は多種多様な内容を数多く掲載等すれば効果が出る可能性が高くなるが、県の観光施策として限りある財源から賄われる以上、最低限の支出で最大限の効果を得ることが重要である。しかし、県では広告に対する成果指標の設定や効果測定が十分にはできていないため、現状の広告が必要十分な施策であるかが不明である。</p> <p>例えば、アンケート調査やクーポン券の利用等により、広告に対する成果指標の設定や広告効果の測定が可能と考えられるため、今後の検討が望まれる。</p>	<p>対象者や目的に応じた最適な広報を実施するため多種多様な媒体により県の観光情報を発信しているが、アンケート調査可能な範囲でそれらの効果等を把握し、改善に努めてまいりたい。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>全般的事項 (観光振興局と他 部局等との連携)</p>	<p>(12) 観光振興局と他部局等との連携 [他部局との連携について] (意見)</p> <p>観光振興局としては、自らの担当する事業を確実に実施するとともに、他部局がツーリズムビジョンアクションプランに掲げた事業を確実に実施されることを確認することが必要であるが、観光振興局と他部局との連携の度合いとしては限定的である。</p> <p>ツーリズムビジョンアクションプラン実現のためには、その他部局が担当する事業に観光振興局がどのように連携すれば、どのような効用が得られ、全体として観光に関わる成果が得られるのかという視点を持つことも有用である。</p> <p>そのため、ツーリズムビジョンアクションプランに含まれる事業については、事業規模や効果の濃淡に関わらず、他部局が担当する事業のすべてについて、観光振興局から積極的に関わり、ツーリズムビジョンアクションプランの進捗状況を管理することが望まれる。</p>	<p>庁内の多様な分野（農業、漁業、製造業、文化、芸術、環境、自然、スポーツ、健康等）を所管する各所属が連携して、地域の観光資源の再発見・再評価を通じてニューツーリズム（体験・交流型の観光）を創出・展開するため、令和3年4月に庁内の15所属による「しがのニューツーリズム推進チーム」を設置し、情報共有や事業の連携等を図ってきた。</p> <p>今後も、このチームを通じ、互いに緊密な連携を図り、シガリズムを共通コンセプトとして、体験・交流型観光の推進に努めていく。</p>
	<p>(13) 観光振興局と他部局等との連携 [びわこビジターズビューローとの連携について] (意見)</p> <p>観光振興局の施策の多くについて、びわこビジターズビューローを実施主体として選定しており、長年観光振興局から事業の遂行役として諸々の事業を委ねており、年々そのボリュームは増加しているが、観光振興局とびわこビジターズビューロー間で、事業遂行上の重要な要素においてコミュニケーションが不十分なケースや、県から委ねられている事業への事務費の案分計算およびチェック体制に改善が求められるケースが検出された。</p> <p>観光振興局とびわこビジターズビューロー間においてコミュニケーションの質の向上およびびわこビジターズビューローの能力が最大限発揮されるような観光事業の役割分担と事業方式の検討の点について、今後改善を図る必要があると考えられる。</p> <p>なお、事業によってはびわこビジターズビューローありきではなく、委託方式によって事業を最も有効かつ効率的に遂行できる組織へ発注するようにすべきである。</p>	<p>びわこビジターズビューローとは、連絡会議の開催や担当者間の緊密な打合せなど、事業の目標設定や実施等に当たってこれまで以上に緊密に連携を図った。</p> <p>また、事業実施に当たっては、事業の目的や内容に応じて最も効果的かつ効率的な主体や方法（補助・委託）を選定した。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>全般的事項 (個別事業の共通論点)</p>	<p>(14) 個別事業の共通論点〔成果指標の設定について(共通①)〕 (指摘)</p> <p>「健康しが」ツーリズムビジョンアクションプランに掲載されている個別事業の成果指標について、実施主体が定める成果指標と対比した結果、ほぼ全ての事業において成果指標の内容または目標値の相違がみられた。</p> <p>そもその県の目標と実施主体の成果指標とが相違していれば、想定していた施策効果が発揮できず、また、達成状況の測定もできず有効な次の施策に繋がらない可能性もある。</p> <p>今後、成果指標を設定するには根拠を明確にしたうえで、県と実施主体で同じ認識を持つことが必要である。</p>	<p>令和2年度以降のアクションプランにおいては、個別事業ごとの成果指標を設定していない。</p> <p>ただし、アクションプランに関わらず、個別事業における成果指標を設定する場合は、補助事業者の主体性も尊重しつつ、根拠を明確にした上で、県と補助事業者で緊密に意思疎通を図り、共通の認識をもって同じ目標を目指すことができるよう設定している。</p>
<p>個別事項 (個別事業)</p>	<p>(22) ビワイチ観光推進事業〔成果指標の設定について(共通①)〕 (意見)</p> <p>○県：ツーリズムビジョンアクションプラン (令和元年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビワイチ体験者数 14万人 <p>○事業実施主体：滋賀プラス・サイクル推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビワイチ推進による日帰り・宿泊客の増加 22,150人 (合計142,750人) ・日帰り・宿泊客の増加による経済波及効果 262,000千円 <p>(32) 近江の地酒文化普及事業〔成果指標の設定について(共通①)〕 (意見)</p> <p>○県：ツーリズムビジョンアクションプラン (令和元年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏での商談会来場者数 1,100人 <p>○事業実施主体：滋賀県酒造組合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 1,000人 	

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
個別事項 (個別事業)	<p>(50) 日本遺産・琵琶湖魅力発信事業〔成果指標の選定について(共通①)〕 (意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県：ツーリズムビジョンアクションプラン（令和元年度） <ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産関係10市の宿泊者数 3,300,000人 ○事業実施主体：日本遺産「水の文化」ツーリズム推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産関係10市の入込客数 42,780,700人 ・日本遺産関係10市の宿泊者数 3,689,400人 ・県政世論調査等における「誇ることができる文化」のうち「魅力ある風景」の回答率 50.8% ・日本遺産関連旅行商品 77件 	
	<p>(54) 「戦国ワンダーランド滋賀・びわ湖」観光PR推進事業〔成果指標の選定について(共通①)〕（意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県：ツーリズムビジョンアクションプラン（令和元年度） <ul style="list-style-type: none"> ・戦国キャンペーン新規プログラム参加者数 20万人 ○事業実施主体：びわこビジターズビューロー <ul style="list-style-type: none"> ・延べ観光入込客数 5,500万人 ・宿泊客数 410万人 ・観光消費額 1,910億円 	
	<p>(61) 観光人材育成等地域支援事業〔成果指標の設定について(共通①)〕 (意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県：ツーリズムビジョンアクションプラン（令和元年度） <ul style="list-style-type: none"> ・観光人材研修 5回 ・県域研修会 3回 ○事業実施主体：びわこビジターズビューロー <ul style="list-style-type: none"> ・観光人材アカデミー延べ参加者数 120名 	

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (個別事業)	<p>(67) コンベンション招致事業〔成果指標の設定について(共通①)〕 (意見)</p> <p>○県：ツーリズムビジョンアクションプラン (令和元年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援件数 100件 <p>○事業実施主体：びわこビジターズビューロー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大会・会議への参加人数 35,000人 	
	<p>(70) 地域観光活性化支援事業〔成果指標の設定について(共通①)〕 (意見)</p> <p>○県：ツーリズムビジョンアクションプラン (令和元年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援件数 25件 <p>○事業実施主体：びわこビジターズビューロー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標なし 	
	<p>(71) 観光物産情報発信事業〔成果指標の設定について(共通①)〕 (意見)</p> <p>○県：ツーリズムビジョンアクションプラン (令和元年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPアクセス件数 650万件 <p>○事業実施主体：びわこビジターズビューロー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトアクセス数 412.5万セッション 	
	<p>(72) 教育旅行誘致事業〔成果指標の設定について(共通①)〕 (意見)</p> <p>○県：ツーリズムビジョンアクションプラン (令和元年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県への教育(修学)旅行宿泊者数 8万人 <p>○事業実施主体：びわこビジターズビューロー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県への教育(修学)旅行宿泊者数 10万人 	

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
個別事項 (個別事業)	<p>(73) 国際観光推進事業（海外への情報発信）〔成果指標の設定について（共通①）〕（意見）</p> <p>○県：ツーリズムビジョンアクションプラン（令和元年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市内に滋賀県のPRブースを設置 <p>○事業実施主体：びわこビズターズビューロー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関西ツーリストインフォメーションセンター京都における訪日外国人観光客来訪促進業務 10,000件 	
	<p>(77) 国際観光推進事業（外国人観光客の受入体制強化）〔成果指標の設定について（共通①）〕（意見）</p> <p>○県：ツーリズムビジョンアクションプラン（令和元年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪日観光客向けパンフレット作成 ・宿泊施設向け多言語通訳サービス対応件数 100件 ・おもてなし研修の実施 3回 <p>○事業実施主体：びわこビズターズビューロー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標なし 	

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>全般的事項 (個別事業の共通論点)</p>	<p>(15)個別事業の共通論点〔目標として相応しい成果指標の選定について(共通②)〕(意見)</p> <p>成果指標の設定において、容易に達成可能な成果指標や既に達成されている成果指標が設定されていた。</p> <p>事業の評価を行ううえで、事業目的を達成しているかを測定するための一定の指標を設けることは極めて有効であるため、適切な指標を選定したうえで事業評価に役立てることが重要である。</p> <p>今後、事業を遂行する際に目的を明確にしたうえで、容易に達成可能、不適切な成果指標を選定することがないように、成果指標として相応しい目標を定めることが望まれる。</p>	<p>成果指標を設定する場合は、事業を評価するために適切な指標や目標値の設定に努めている。</p>
<p>個別事項 (個別事業)</p>	<p>(23) ビワイチ観光推進事業〔目標として相応しい成果指標の選定について〕(共通②)(意見)</p> <p>ビワイチ体験者数を設定している観光消費を目的とした観光施策である以上、最終的な成果は人数でなく金額を成果指標とすることが望まれる。</p>	<p>令和3年度「健康しが」ツーリズムビジョンアクションプランにおいては、基本戦略ごとの主な事業目標として「サイクルツーリズムによる経済波及効果の対前年増加額：4億円」を定めた。</p>
	<p>(33) 近江の地酒文化普及事業〔目標として相応しい成果指標の選定について〕(共通②)(意見)</p> <p>「地酒講座3講座実施」という、容易に達成可能なアウトプット指標を目標として設定していた。事業目標を達成するために講座数および内容が必要十分であるかを検討した上で、少なくとも講座への参加者を成果指標とすべきであるし、さらに言えばその講座によってどれほど地酒普及促進に寄与したか、また、県内への誘客促進に寄与したかを目標とすべきであり、本来の事業目的に沿った成果指標を定めることが望まれる。</p>	<p>令和3年度「健康しが」ツーリズムビジョンアクションプランにおいては、基本戦略ごとの主な事業目標として「滋賀地酒10,000人乾杯プロジェクト参加人数：10,000人」および「商談件数：50件」を定めた。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (個別事業)	<p>(34) スカーレット放映を活かした滋賀の魅力発信事業〔目標として相応しい成果指標の選定について〕(共通②)(意見)</p> <p>「延観光入込客数5,500万人」となっているが、この成果指標は県のツーリズムビジョンアクションプランにおける総合成果指標と一致している。</p> <p>ツーリズムビジョンアクションプランの総合成果指標はあくまでも県全体の目標を達成するための目標数値であり、この数値を事業の目標にしたところでこの事業における具体的な指標にはならず、事業の振り返りも困難になってしまうため、各事業は総合成果指標をブレイクダウンした目標を設定する必要がある。</p>	<p>既に終了した事業であるが、今後、同様の事業を実施する場合、成果指標の設定に当たっては、個別事業の目標として適切な目標を設定する。</p>
	<p>(37) 観光イベント推進事業〔目標として相応しい成果指標の選定について(共通②)〕(意見)</p> <p>令和元年度における当事業の成果指標は「対象イベントに係る観光入込客数 951,000人」であるが、前年度の平成30年度目標と同じ指標が設定されており、平成30年度の結果896,500人を踏まえた成果指標の詳細な見直しは行われていなかった。</p> <p>観光施策において、目標設定から効果検証を行い次回目標へと反映させる流れは重要であるため、毎年の検討、見直しが望まれる。</p>	<p>令和2年度以降のアクションプランにおいては、個別事業ごとの成果指標を設定していないが、アクションプランに関わらず、今後、個別事業における成果指標を設定する場合は、適切な設定に努める。</p>
	<p>(44) 「ウェルカム滋賀」推進事業〔目標として相応しい成果指標の選定について(共通②)〕(意見)</p> <p>成果指標として「県域協議会加入団体の観光ボランティアガイド会員数750人」としているが、研修参加人数などの事業成果が適切に評価できる指標を選定し、翌年度以降の事業の評価を実施することが望まれる。</p>	<p>令和2年度以降のアクションプランにおいては、個別事業ごとの成果指標を設定していないが、アクションプランに関わらず、今後、個別事業における成果指標を設定する場合は、適切な設定に努める。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (個別事業)	<p>(49) 忍者を活用した観光誘客促進事業〔目標として相応しい成果指標の選定について(共通②)〕 (意見)</p> <p>忍者コンテンツが所在する甲賀市、湖南市、栗東市、彦根市、長浜市の5市の観光入込客数を成果指標としているが、日本忍者協議会に会費を負担することにより、忍者の情報発信が多くなった結果、県内の市町の観光誘客の増加を図る場合、甲賀市に限定した成果指標に変更することが望まれる。</p>	<p>令和2年度以降のアクションプランにおいては、個別事業ごとの成果指標を設定していないが、アクションプランに関わらず、今後、個別事業における成果指標を設定する場合は、適切な設定に努める。</p>
	<p>(51) 日本遺産・琵琶湖魅力発信事業〔目標として相応しい成果指標の選定について(共通②)〕 (意見)</p> <p>「日本遺産関係10市の宿泊者数3,300千人」を成果指標として設定しているが、過去の宿泊者数の実績が3,500千人以上で推移しているにもかかわらず、県の3,300千人の成果指標は容易に達成可能な人数であり、これを成果指標と掲げるのは過小評価であったと言わざるを得ない。事業の遂行によって望ましい事業効果を発揮した場合を想定した目標値を設定することが望まれる。</p>	<p>令和3年度「健康しが」ツーリズムビジョンアクションプランにおいては、基本戦略ごとの主要事業目標として「日本遺産を巡るイベントでの周遊観光の創出：95,000人」を定めた。</p>
	<p>(62) 観光人材育成等地域支援事業〔目標として相応しい成果指標の選定について(共通②)〕 (意見)</p> <p>「観光人材研修5回、地域研修会3回」という、容易に達成可能なアウトプット指標を成果指標として設定していた。今後、事業を遂行する際に目的を明確にしたうえで、容易に達成可能な成果指標を選定することがないように、例えば観光客の周遊状況を把握・分析し、既存の周遊状況とは別の新たな周遊方法を5件設計するなどの成果指標を定めることが望まれる。</p>	<p>令和3年度は、まちづくりを担い、観光地経営を実践できる人材の育成に向けて、地域の資源を活用したビジネスプランの策定を主要事業目標とした。</p>
	<p>(74) 国際観光推進事業(海外への情報発信)〔目標として相応しい成果指標の選定について(共通②)〕 (意見)</p> <p>「京都市内に滋賀県のPRブースを設置」という、容易に達成可能なアウトプット指標を成果指標として設定していた。今後、事業を遂行する際に目的を明確にしたうえで、容易に達成可能な成果指標を選定することがないように、例えば観光客の案内件数などの成果指標を定めることが望まれる。</p>	<p>令和3年度は、京都市内の滋賀県PRブース(そこ滋賀)への来場者数において本県観光情報の案内割合を50%以上とした。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>全般的事項 (個別事業の共通論点)</p>	<p>(16) 個別事業の共通論点〔事業費の精算について(共通③)〕 (指摘)</p> <p>びわこビジターズビューローの共通経費等を含む事業費について、補助金、負担金の事業に按分計算の資料を作成して金額の集計がなされているが、以下の問題点が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県に提出している実績報告における事務費の金額と、帳簿上で各事業に振り替えた事務費の金額が一致していない点 ② 共通費の按分資料でありながら特定の事業にしか按分を行っていない費用や、1つの事業に直課されている費用がある点 ③ 按分資料の計算、内容の読み取りおよび全体像の把握が非常に難しく、仮に急な担当者の退職等により引き継ぎが行われる場合などに困難な点 ④ 事務費の財源が、県からの補助金になっている事業、県からの負担金になっている事業、および複数にまたがっている事業など、財源が非常に複雑になっており整理が十分ではない点 <p>このような按分を行う以上、補助金、負担金を確保するべく、ある程度の恣意性が働く危険性を排除できない。また、財源を含む全体像が非常に複雑になっており、びわこビジターズビューロー内部の事業遂行能力を超える事業を与えてしまっている構図となっている可能性がある。</p> <p>このような問題が起こる根本理由は、事務費に関して按分計算を行うことにある。補助金の財源に国費が関係する事業があり、この按分計算を廃止することはできないとのことだが、まずは按分計算を行わない形での、より効率的な事務運営の形を検討すべきである。</p> <p>そのような形での検討が難しい場合、少なくとも県とびわこビジターズビューロー内で、以下の手順を参考に効果的・効率的な事業遂行に向けた仕組みを構築する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事前に事務費の按分ルールを明確化し、規程として文書化 ② 複数人により、按分ルールに基づいて事務費が按分されていることを確認する体制を構築 ③ 県への実績報告の記載ルールを統一化 	<p>複数の事業に共通する消耗品費等の事務費は必ず発生し、按分計算を行わざるを得ないため、びわこビジターズビューローにおいて、公認会計士と相談の上、令和3年4月に共通経費(事務費)の按分ルールを規程として定めた。</p> <p>そして、このルールに基づき共通経費(事務費)を按分しているとともに、複数の職員によるダブルチェックを実施している。</p> <p>また、県への実績報告については、この按分に基づく金額を計上している。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (個別事業)	<p>(55) 「戦国ワンダーランド滋賀・びわ湖」観光PR推進事業〔事業費の精算について(共通③)〕 (指摘)</p> <p>補助金の財源に国費が関わることから補助金交付要綱を変更することは困難であり、一部はどうしても概算計上せざるを得ないとのことだが、各資料は可能な限り実績に基づいた数値で計上し、予算額と精算額を無理に一致させることは避けるべきである。また、概算が含まれる部分については、事後的に実績金額と比較し、問題がないかの検証を行う体制を構築する必要がある。</p> <p>精算方法などの事務的な業務にとらわれることなく、このような効果的なイベントが継続されるようにするためにも、実績精算の適切な処理が行われる仕組みを構築すべきである。</p>	<p>当該事業は令和2年度で終了したが、びわこビジターズビューローにおいては、県補助事業について、令和3年4月に定めた共通経費(事務費)の按分ルールに基づき、県への実績報告の金額を計上している。</p> <p>また、県への実績報告提出期限の関係から概算計上せざるを得ない場合は事後的に検証を行っている。</p>
	<p>(63) 観光人材育成等地域支援事業〔事業費の精算について(共通③)〕 (指摘)</p> <p>補助金の交付時の予算額と決算額が、まったくの同額となっていた。この点について、びわこビジターズビューローの精算額のうち、支出額の内訳を総勘定元帳で確認したところ、予算額と精算額との差額はすべて他事業部からの振替といった共通費の按分となっている。</p> <p>共通費の配賦基準を確認したところ、人員数に基づいているが、すべての勘定科目において人員数を基準とすることに合理性がないため、共通費を勘定科目によって合理的な配賦基準に基づき案分することが必要である。</p>	<p>複数の事業に共通する消耗品費等の事務費は必ず発生するため、びわこビジターズビューローにおいて、公認会計士と相談の上、令和3年4月に共通経費(事務費)の按分ルールを規程として定めた。</p> <p>そして、このルールに基づき共通経費(事務費)を按分しているとともに、複数の職員によるダブルチェックを実施している。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
<p>全般的事項 (個別事業の共通論点)</p>	<p>(17) 個別事業の共通論点〔複数の対象事業に対する補助金等の取扱いについて(共通④)〕 (意見)</p> <p>びわこビジターズビューローに対して、県は補助金や負担金などを交付しているが、1つの補助金等の中に2つ以上の複数の補助対象事業が含まれている。</p> <p>本来は1つの補助金等の補助対象事業を1つとすべきであり、特段の事情により複数の事業を対象とするのであれば、事業間の流用上限などを交付要綱により明確化しておくべきである。</p>	<p>それぞれが密接な関係があること等により、一つの補助金の中で複数の事業を対象とする補助事業については、令和3年度から、各事業において2割を超える経費の増減がある場合は、事業の変更等に係る知事の事前承認が必要であることを補助金交付要綱に明記した。</p>
<p>個別事項 (個別事業)</p>	<p>(75) 国際観光推進事業(海外への情報発信)〔複数の対象事業に対する補助金等の取扱いについて(共通④)〕 (意見)</p> <p>(78) 国際観光推進事業(外国人観光客の受入体制強化)〔複数の対象事業に対する補助金等の取扱いについて(共通④)〕 (意見)</p> <p>当該補助金の要綱において、交付事業者をびわこビジターズビューローに限定し、7事業を補助金の対象事業としているものの、補助金額は「定額(31,224千円を上限とする。)」と総額のみ記載されており、事業別の金額が記載されていなかった。びわこビジターズビューローから提出された申請書に添付されている国際観光推進事業収支予算書において、対象事業別の補助金額が記載されており、当該事業の対象経費の交付決定を行っている。</p> <p>県は観光施策に関する事業を設計するうえで、さらにびわこビジターズビューローとの連携のもと、観光施策に関する事業設計を適切に行ったうえで、必要な金額を補助金として交付することが望まれる。</p>	

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>全般的事項 (個別事業の共通論点)</p>	<p>(18) 個別事業の共通論点〔事業報告の検証について(共通⑤)〕 (指摘)</p> <p>補助事業者等の事業の実施主体から県は報告を受けているが、十分に検証できていない事例が散見された。事業の効果を検証し今後の施策を決定するためにも、実施した事業内容を適切に検証することは重要である。</p> <p>また、事業の見直し等が行われた場合などに補助金支出の妥当性、必要性を適切に判断できるよう、可能な限り事業実施団体へ資料の提出の要請および検証を行うことが必要である。</p>	<p>補助事業者に対して、可能な限り必要資料の提出を求めることにより、事業の見直し等が行われた場合の補助の妥当性等の判断を行っている。</p> <p>また、事業実績やその効果の検証にも努めており、今後の事業構築に生かしていく。</p>
<p>個別事項 (個別事業)</p>	<p>(28) ビワイチ観光推進事業〔事業報告の検証について(共通⑤)〕 (意見)</p> <p>事業の効果を検証し今後の施策を決定するためにも、当年度のサイクリングマップの購入部数に対する報告を行い、今後の予定も含めてマップがどれほど配布されたか、在庫がどれほどか、またイベントや関係者の反応はどうであったかなど、適切に把握することが望まれる。</p>	<p>今後、ビワイチサイクリングマップの配布に対する補助金を交付する場合、補助先の在庫状況の把握に努め、配布先のイベントや関係者の反応についても適切に把握し、補助金の交付先と十分に調整を図っていく。</p>
	<p>(40) 観光イベント推進事業〔事業報告の検証について(共通⑤)〕 (意見)</p> <p>大津曳山まつりに対する補助金で支出する労務費において人数や単価などの計算根拠が記載されていない点や、収支明細において予算が1,000千円以上の支出区分のみしか明細が添付されていなかった点などが見受けられた。事業の見直し等が行われた場合などに補助金支出の妥当性、必要性を適切に判断できるよう、可能な限り事業実施団体へ資料提出の要請、および検証を行うことが望まれる。</p>	<p>令和3年度は、領収書の写しを含め可能な限り事業に要する経費の詳細を把握することができる資料の提出を求めて、必要な検証を行った。今後も十分な検証を行い、適切な執行に努めてまいりたい。</p>
	<p>(47) 映像誘致・ロケ支援事業〔事業報告の検証について(共通⑤)〕 (意見)</p> <p>事務費増加の理由について「老朽化に伴いPCや周辺機器を買い替えたため」となっており、予算外の不要不急な支出を行っているように見えるが、正しくは「年度途中の機器故障によるやむを得ない状況で執行したもの」であり、そのように明記すべきである。事業環境も時の経過とともに変化し、臨機応変な対応が必要となる場合もあるが、その場合は当該変化、対応が外部から見ても納得できる理由となっているか注意深く検証をおこなうことが望まれる。</p>	<p>事業内容の変更に係る実績報告書の記載について、誰が見ても分かりやすく納得できる理由となっているかについて、注意深く検証を行った。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (個別事業)	<p>(64)観光人材育成等地域支援事業〔事業報告の検証について(共通⑤)〕 (意見)</p> <p>事業計画書では6回程度開催となっているアカデミー講座の開催回数が実績では5回となっていたが、計画書および事業費の積算の変更はしていなかった。県は、事業内容に変更があった場合は、計画の変更を行い、変更計画の事業費の積算を適切に確認の上、不用となった事業費については返還を求めることが必要となる。</p> <p>また、事業費の積算根拠について、例えば研修講師の派遣に関する謝金の相場は知名度等によって大きく差があるものの、県の予算の段階では県が認識する謝金の相場以上の申請はできないとのことであり、予算の積算の段階から実態を乖離したものとなっているとのことである。今後、県は予算の積算・申請の際に適切な事業費となるように見積もることが望まれる。</p>	<p>当該変更については、回数を1回減らす代わりに1回当たりの時間を延ばすことで予定していた全てのカリキュラムの実施を担保しつつ観光繁忙期である秋季の開催を止めたものであり、補助効果等に変更はなかったものである。</p> <p>ただし、今後、変更に伴い不用となる事業費が生じるようなことがある場合は、必要な補助額の精査を行う。</p> <p>また、予算の積算等に当たっては、必要額を適切に見積もっている。</p>
	<p>(68)コンベンション招致事業〔事業報告の検証について(共通⑤)〕 (意見)</p> <p>大会・会議への参加人数について、びわこビジターズビューローが実績報告に記載する人数を誤っていた。また、県が設定する成果指標は支援件数であるが、実績報告では人数のみの報告となっており、件数の報告を受けていなかった。</p> <p>県はびわこビジターズビューローからの実績報告を受けた際に、その根拠となる資料を入手したうえで、内容を検証することが望まれる。</p>	<p>令和3年度の事業については、可能な限り実績報告の内容を確認できる根拠書類の提出を求め、内容の検証を行った。今後も十分な検証を行い、適切な執行に努めてまいりたい。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
全般的事項 (個別事業の共通 論点)	<p>(19) 個別事業の共通論点〔補助事業確認書の確認日について(共通⑥)〕(意見)</p> <p>補助事業の履行確認の方法は、書類審査と現地調査等があるが、補助事業確認調書において履行確認の方法は記載されていないため、補助事業確認調書の「特記事項」等に履行確認の方法を記載すること等を検討することが望まれる。</p> <p>また、補助事業完了後速やかに実績報告を行うことを補助事業者に指導されたい。</p>	<p>県会計管理局が意見を踏まえて令和3年5月に発出した次の内容の通知に基づき、確認調書に履行確認の方法を記載しているとともに、補助事業者に対しては、速やかな実績報告書の提出を徹底している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助事業の履行確認については、その方法を明確にするため、確認調書の特記事項欄に実施した履行確認の方法(「実地確認」等)を記載すること。
個別事項 (個別事業)	<p>(42) 観光イベント推進事業〔補助事業確認書の確認日について(共通⑥)〕(意見)</p> <p>(46) 「ウェルカム滋賀」推進事業〔補助事業確認書の確認日について(共通⑥)〕(意見)</p> <p>(48) 映像誘致・ロケ支援事業〔補助事業確認書の確認日について(共通⑥)〕(意見)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業完了時には補助事業者から実績報告書が提出されることとなるが、イベント開催等を目的とする事業等、年度途中で事業が完了するものについては、補助事業の実施期間を明確にしておくとともに、補助事業が完了したときは速やかに実績報告書が提出されるよう改めて徹底すること。

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
全般的事項 (個別事業の共通 論点)	<p>(20) 個別事業の共通論点〔補助金等の実績報告書の記載について(共通⑦)〕(意見)</p> <p>補助金等の実績報告の際に、補助対象事業にかかる収支計算書を添付することを交付要綱等において定めているものの、具体的な記載方法を明記しておらず、補助対象事業全体の収支の状況や勘定科目別の収支を把握していない事例が見受けられた。</p> <p>補助金等について、交付の必要性を把握するためには勘定科目別に事業全体にかかる収支状況を把握することは重要であるため、補助金の実績報告にかかる収支計算書等について標準的な記載方法を示し、勘定科目別に事業全体の収支状況を確認することが望まれる。</p>	<p>補助金等の実績報告における収支計算書について、勘定科目別に事業全体の収支状況を確認している。今後も十分な検証を行い、適切な執行に努めてまいりたい。</p>
個別事項 (個別事業)	<p>(30) ビワイチ観光推進事業〔補助金等の実績報告書の記載について(共通⑦)〕(意見)</p> <p>(59) 「戦国ワンダーランド滋賀・びわ湖」観光PR推進事業〔補助金等の実績報告書の記載について(共通⑦)〕(意見)</p> <p>(76) 国際観光推進事業(海外への情報発信)〔補助金等の実績報告書の記載について(共通⑦)〕(意見)</p>	

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>全般的事項 (個別事業の共通論点)</p>	<p>(21) 個別事業の共通論点〔事業内容の変更について(共通⑧)〕(指摘)</p> <p>補助対象事業の内容を変更する場合、補助金の交付による効果を最大限に得ることができることを慎重に検証する必要がある。また、変更した事業内容を当該年度中に実施する必要性についても検討が必要である。そのうえで、不執行と判断した補助対象事業については減額の手続を実施する等により、地方自治法第232条の2が求める公益上の必要性に資する、適正な予算執行を担保することが必要である。</p>	<p>補助事業の内容の変更等については、補助事業者とも協議の上、その必要性や効果等について、公益上補助が必要か、また最少の経費で最大の効果が挙げられているか等の観点から検証を行っており、今後も引き続き適正な予算執行に努める。</p>
<p>個別事項 (個別事業)</p>	<p>(53) 日本遺産・琵琶湖魅力発信事業〔事業内容の変更について(共通⑧)〕(意見)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、イベントの開催を中止することにより経費が削減されているが、これに代わる変更案として、中止となった周遊型モニターツアーのコース情報等をWebサイトに掲載するとともに、日本遺産のPRに資するノベルティの普及資材を新たに作成した結果、補助対象経費の合計は変更前後で同額となっていた。</p> <p>不要となった補助金については返還、もしくは交付を取り消すなど行ったうえで、翌年度以降に補助金の効果がみられる場合に改めて補助金として交付することが望まれる。</p>	<p>当該事業の変更は代替策の補助効果について協議・検証した上で変更したものである。</p> <p>令和3年度についても、計画の変更にあたっては補助事業者と十分に協議の上、事業を実施した。</p>
	<p>(56) 「戦国ワンダーランド滋賀・びわ湖」観光PR推進事業〔事業内容の変更について(共通⑧)〕(指摘)</p> <p>1,295千円の費用をかけて予定した2回のプレスツアーのうち、2回目のプレスツアーが新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止されたが、プレスツアーの中止による経費の精算、増加の経費支出であるメインビジュアルの費用精算など変更項目につき最終的な変更契約は締結されずに、当初の見積どおりに支払が行われていた。</p> <p>当初の発注内容を変更すべき事象が発生した場合は内容を精査し、変更内容の協議記録および顛末の記録等も併せて残すことが必要である。また、事業報告がなされた際は、県として真に必要な事業に補助金を使用されたか懐疑心を持ってチェックを行うことが必要である。</p>	<p>当該事業は、県、補助事業者であるびわこビジターズビューローおよび補助事業者の委託先事業者の三者において随時協議しつつ、事業を実施していたものである。</p> <p>当該事業は令和2年度で終了したが、びわこビジターズビューローにおいては、同様の事例が生じた場合は、必要に応じ変更契約を締結するとともに、変更に係る協議等の記録を残している。また、県としても、実績報告について可能な限り根拠書類等を求めるとともに事業内容の検証を行っている。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (個別事業)	<p>(24) ビワイチ観光推進事業[成果指標の細分化について](意見)</p> <p>観光消費額を伸ばそうと考える際、観光客は大きく日帰り客と宿泊客に分かれるが、観光消費額単価が高いのは宿泊客であり、日帰り客よりも宿泊客を増加させることで観光消費額を効率的に伸ばすことができる。</p> <p>しかし、成果指標の「ビワイチ体験者数」について、日帰り客と宿泊客の内訳は不明である。人数を追うだけではなく属性や内訳などにも着目し、その内容が不明であればまずそこに費用を投じて状況を把握し、更にその内容に応じた対応を行うことでより効果的、効率的な施策となることが期待できるため、ビワイチ関係者との連携のもと実情の把握に努められることが望まれる。</p>	<p>「ビワイチ体験者数」の内訳について、ビワイチサイクリングナビ（アプリ）を活用したアンケートを実施し、日帰りおよび宿泊など実情の把握に努めている。また、宿泊者数の増加により観光消費額を効率的に伸ばすため、ビワイチ関係者との連携のもと、令和4年2月にサイクリストにやさしい宿の認定制度を創設した。</p>
	<p>(25) ビワイチ観光推進事業[ナショナルサイクルルートの活用について](意見)</p> <p>ビワイチにおける低速ルートは、令和元年に国が導入したナショナルサイクルルートに指定されているが、現状のビワイチ体験者においては、低速ルートがナショナルサイクルルートであるという認識は薄いと思われる。</p> <p>上級ルートと低速ルート（ナショナルサイクルルート）について、なお一層の周知のため、積極的かつ効果的なPRを進める必要がある。</p>	<p>上級コースおよび低速コース（ナショナルサイクルルート）について、今後も標識設置をはじめ、ビワイチサイクリングマップやホームページなどを充実させ、積極的かつ効果的なPRを進めていく。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (個別事業)	<p>(26) ビワイチ観光推進事業[成果指標の測定について] (意見)</p> <p>当事業の成果指標としてビワイチ体験者数14万人が設定されているが、成果指標の実績測定方法については定点4箇所、任意の2日間のサンプルによる推計となっているため、既に導入されている公式アプリ(BIWAICHI Cycling Navi)のデータ活用、その他技術のキャッチアップを行い、より正確な実績把握方法の確立が望まれる。</p>	<p>成果指標の精度を高めるため、令和3年のビワイチ体験者数から既に導入しているアプリの走行データおよび湖岸3か所に設置したカウンターのデータを活用し、より正確な実績把握を行った。</p>
	<p>(27) ビワイチ観光推進事業[事業の収益性について] (意見)</p> <p>当事業は地方創生推進交付金の対象となっているため、事業推進主体が自立していくことにより、将来的(3~5年後)に交付金に頼らずに、事業として自走していくことが可能となる事業であることが求められている。</p> <p>この点、自立性の評価指標として当事業における直接的な収入を測定しているが、レンタサイクル事業等の収入のみ把握している。費用対効果の検証を進める必要があるため、まずどのような状態であれば収益性、自立性が確保できているかを見直した上で、より収益性の高い効果的、継続的な施策を行うことが望まれる。</p>	<p>関係者の自立的な取組について、レンタサイクル事業以外にも自立的な取組が進むよう、サイクルサポートステーションの利用促進をはじめ、サイクリングガイドツアーやサイクリストにやさしいなど収益性の高い効果的、継続的な施策について検討していく。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (個別事業)	<p>(29) ビワイチ観光推進事業[補助金の必要性について] (意見)</p> <p>当事業の中に、発信用サイクリングマップ購入に関する補助金500千円が含まれており、公益社団法人びわこビジターズビューローに交付されている。公益社団法人びわこビジターズビューローにおける業務としては、当該補助金を以てビワイチサイクリングマップを購入して各観光案内所やイベントで配布および郵送を行うことである。</p> <p>本来、補助金は漫然と支出するものではなく、個々の内容を十分に審査し、他に適切な方法がないかしっかり検討する必要がある。ケースによっては、県からびわこビジターズビューローにマップの保管や配布を委託するだけでも足りることも想定される。</p> <p>今後、同様の業務がある場合、補助金として予算を取る必要があるのか事業内容を慎重に見極めて実施することが望まれる。</p>	<p>今後、同様の事業を実施する場合は、事業目的や事業内容に応じた最適な実施手法を検討し、効率的かつ効果的な事業実施を行う。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局・道路保全課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (個別事業)	<p>(31) ビワイチ観光推進事業[ビワイチ体験について] (意見)</p> <p>外部監査人補助者がビワイチを体験したが、以下について改善を検討いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①低速コースにおいて安定した走行をしづらい箇所があった点 ②青く色づけられている線や矢印が途切れる箇所もあった点 ③ビワイチルートのコースとして上級コースと低速コース(ナショナルサイクルルート)があったが多くの人に知ってもらえるよう効果的なPRが求められる点 ④上級コースと低速コースの案内のわかりやすい表示を進めていただきたい点 ⑤交通量の多い車道等で自転車が安心・安全に走行できるスペースの確保が必要と感じた点 ⑥低速コースで、高速で走行するロードバイクなどが走る場合は歩行者や地域住民との接触事故が生じる可能性があり危険である点 ⑦ビワイチアプリの内容や操作性について工夫していただきたい点 ⑧ビワイチの体験者を観光に結び付けるために、地域観光に結び付きやすい仕組みづくりや効果的なPRに関する施策が重要である点 ⑨びわ湖一周サイクリング認定証について、ビワイチを体験していても存在を気づかないと感じたこともあり、ビワイチの関連情報の充実を図る必要がある点 ⑩琵琶湖の東側に比べて西側は店舗や自動販売機等が少なく、空白地域の解消のためサイクルサポートステーションなどの拠点の充実を図る必要がある点 <p>なお、自転車の通行空間整備は重要であるが、その利用者が交通ルールやマナーを守らないとトラブルの原因となる。地域住民が安全に生活できるように、ビワイチを体験する上でのルールやマナーを整理し、これを周知していくことも重要である。</p>	<p>地域住民の安全な生活等を重視し、関係者との連携のもと、低速コース(ナショナルサイクルルート)において、路面標示や案内看板などの整備を進めてきた。案内看板の設置は完了し、路面標示は今年度、整備を完了する予定である。引き続き、上級コースにおいても、走行空間の整備を進めるとともに、ビワイチに関する効果的な観光PRやマナーアップ促進など、ハードおよびソフトの両面から一層の充実に努めていく。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (個別事業)	<p>(35) スカーレット放送を活かした滋賀の魅力発信事業〔委託先の選定について〕 (意見)</p> <p>事業を行うにあたり、JR西日本コミュニケーションズおよび日本旅行に委託しているが、両者とも単独随意契約を行っている。</p> <p>これらの理由につき、他の業者を選定する余地はないのか質問したところ、仮に他のイベント会社や旅行業者に委託したとしても最終的にJR西日本コミュニケーションズおよび日本旅行を通すことになることとあり、今回の事業において単独随意契約したことに関しては一定理解ができるが、単独随意契約はデメリットも多く存在するため、今後は3E（経済性・効率性・有効性）の観点から競争原理が働くような仕様設計を行うことが望まれる。</p>	<p>大阪からの団体臨時列車の運行などJR西日本の資産を活用する事業については、仮に他の事業者が委託先となった場合においても、最終的に両事業者を通すこととなることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質または目的が競争入札に適さない）および滋賀県財務規則第220条第1項第2号（契約の目的物に代替性がない）に基づき随意契約としてきたところであるが、意見を踏まえ、今後、同様の事業を実施する場合は、競争原理が働くよう、委託内容や実施方法については十分な検討を行う。</p>
	<p>(36) 観光イベント推進事業〔補助金の適切な執行について〕 (指摘)</p> <p>当事業は各種団体にイベントに関する補助金を支出する事業であるが、平成18年度以降同一の相手先に補助金が交付されており、実質的に既得権益となっている懸念がある。</p> <p>補助金は、社会情勢の変化に伴い、その目的や内容について随時見直しが行われるべきであるが、一度交付実績ができるとそれらの見直しがなされにくく、長期化・既得権化しがちなものであるため、毎年度継続的に見直しを行うことが必要である。</p> <p>補助対象者、補助対象項目、対象条件の精算・確認など、公平性の担保や費用対効果の検証を前提として、当補助金が真に必要な補助金であるかの判断、および必要な補助金であれば費用対効果の観点からどれほどの金額が適切なのか、毎年の検討が必要である。</p>	<p>これまでから、毎年度、補助の必要性、補助対象、補助内容等について検討し、必要額を予算計上している。</p> <p>令和4年度当初予算についても同様に検討し必要額を予算計上しており、今後も改めて毎年度精査していく。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (個別事業)	<p>(38) 観光イベント推進事業 [損失補てん積立金について] (指摘)</p> <p>びわ湖大花火大会実行委員会の令和元年度の事業収支精算書を閲覧したところ、損失補てん積立金18,000千円が積み立てられていた。積立は平成24年度から行われているが、毎年行われているものではなく、また、令和元年度の予算において積立は計上されず、実績として4,000千円を積み立てられているなど、ルールに基づいた積立とはなっていない。</p> <p>この点、損失の発生可能性やその金額の詳細な内容および積立金の必要性について、実行委員会で協議を行っているものの、ルールとしての正式な決定には至っていない。このような積立金は見積りの要素が入るため、恣意性を排除するためにも、本来は厳格なルールのもとに積み立てる必要がある。</p> <p>約35万人が集まる大型イベントについて、安定した大会運営を行うために、リスク管理の観点から、イベント中止に伴い生ずる一定の損失に備える必要性については理解するものではあるが、官民による運営の透明性をより高めるため、損失金額の詳細なシミュレーションをもとに、積立金のルールを正式に決定し、計画的な積立となるよう取組むことが必要である。</p> <p>県は、びわ湖花火大会開催補助金として毎年度継続して固定的に18,000千円をびわ湖花火大会実行委員会に補助しているが、補助金額の決定に際して損失発生のシミュレーションにつきヒアリングを行い損失補てん積立金水準の妥当性を十分に吟味したうえで、補助金額の決定を行うべきである。</p>	<p>これまでから、びわ湖大花火大会実行委員会において、損失補てん積立金の必要性や積立額等について説明し了承を得ていたところであるが、積立の透明性を高めるとともに計画的な積立を行うため、令和4年3月に同実行委員会を開催し、積立金のルールを策定した。</p> <p>今後、県として補助するときは、そのルールを踏まえた上で必要な金額を決定する。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (個別事業)	<p>(39) 観光イベント推進事業 [事業規模に応じた補助金額の設定について] (意見)</p> <p>当補助金は、北びわ湖大花火大会の事務局(長浜市、彦根市)が隔年で変わることから、長浜市と彦根市へ隔年で支出しており、令和元年度の支出は彦根市に対する補助である。</p> <p>支出につき、平成30年度より委託料および煙火費の金額規模が大幅に縮小しているにも関わらず、県からの補助金が平成30年度と全く同額であるのは合理性に欠ける。</p> <p>補助金は社会情勢の変化に伴い、その目的や内容について随時見直しが行われるべきである。一度交付実績ができるとそれらの見直しがなされにくく、長期化・既得権化しがちであるため、交付するかどうかだけでなく、金額についても妥当であるかどうかは常に見直しを行うことが望まれる。</p>	<p>これまでから、毎年度、補助の必要性、補助対象、補助内容等について検討し、必要額を予算計上している。</p> <p>令和4年度当初予算についても同様に検討し必要額を予算計上しており、今後も改めて毎年度精査していく。</p>
	<p>(41) 観光イベント推進事業 [びわ湖ペーロン実行委員会への補助の必要性について] (指摘)</p> <p>当事業において、びわこペーロンに対して500千円の補助金が支出されているが、収入全体に占める滋賀県からの補助金の割合は8%程度である。補助金は、補助を受ける団体の自助努力を基本として足りない分を補助することが趣旨であるところ、この金額および割合で補助を行う必要性は乏しいように見える。また、来場者数は参加選手約1,000名、観客約2,000名であり、他のイベントに比べて明らかに規模が小さく、当事業の目的に沿った補助金支出であるかは甚だ疑問である。</p> <p>長年見直しが行われることなく長期化・既得権化してしまったものと考えられるため、当補助金の必要性について補助の廃止を含めて検討されたい。</p>	<p>これまでから、毎年度、補助の必要性、補助内容等について検討し必要額を予算計上している。</p> <p>令和4年度当初予算については、びわこペーロンがテレビや新聞等のマスメディアに多く取り上げられてきたこと等の高い広報効果も含めて総合的に勘案し、県の認知度向上や誘客促進に資することから、補助金を予算計上した。</p> <p>なお、令和5年度以降の予算については、改めて毎年度精査していく。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (個別事業)	<p>(43)「ウェルカム滋賀」推進事業〔事業の発展に向けた取り組みについて〕(意見)</p> <p>観光ボランティアガイドに対する研修会の研修費については、県ができる限り助成することで参加割合を高めることが望まれる。</p> <p>また、ガイドの件数に応じた補助金の交付や、出勤時の最低限の交通費の助成など、観光ボランティアガイドの個人的な負担を軽減することで、人数を増やすことが望まれる。</p> <p>県の限りある財源から新たに捻出することから十分に検討いただく必要があるが、ボランティア精神のある観光人材の増加は観光施策に十分寄与するものと想定されるため、事業を発展させる方向で検討いただきたい。そのうえで、当該事業の最終的に必要となる観光ボランティアガイドの案内人数の増加を成果指標として設定することで、事業を評価することが望まれる。</p>	<p>令和4年度当初予算については、意見を踏まえ、観光ボランティアガイドの個人的な負担を軽減し、人数を増やすための支援策に係る事業を予算計上した。</p>
	<p>(45)「ウェルカム滋賀」推進事業〔補助事業の変更の際の軽微な場合の取扱いについて〕(意見)</p> <p>補助金の交付要綱を確認したところ、補助事業の変更等について、軽微な場合を除き、補助対象事業の内容を変更しようとする場合、知事の承認を受けなければならない旨が記載されているが、軽微な場合の取り扱いについて明記されていなかった。</p> <p>軽微な場合についての取り扱いがない場合、補助事業者の判断によることとなり、県にとって軽微ではない事業内容の変更であっても、知事の承認がなく補助事業者が勝手に変更する恐れがある。また、補助事業者においてもどのような場合に県に変更申請を提出しなければならないかが不明となる。</p> <p>今後、補助対象事業の内容変更について、軽微な場合の内容を明記することが望まれる。</p>	<p>令和3年度から、軽微な変更の場合の取扱いについては2割以内の事業費の増減であることを補助金交付要綱に明記した。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (個別事業)	<p>(52)日本遺産・琵琶湖魅力発信事業 [日本遺産に関する情報発信について] (意見)</p> <p>当該事業の対象となる日本遺産「琵琶湖とその水辺景観 ～祈りと暮らしの水遺産～」については、びわこビジターズビューローのホームページも掲載されているが、その他5つの日本遺産については掲載されていなかった。</p> <p>その他、5つの日本遺産は他の府県も含まれているものの、まずは県の観光情報を集約的に紹介しているびわこビジターズビューローのホームページには最低限情報を公開することが必要である。なお、県は令和2年度に改訂・増刷した日本遺産のパンフレットでは、県内に所在する6件の日本遺産を紹介するページを作成するとともに、そのデータをびわこビジターズビューローのホームページに掲載している。</p>	<p>「琵琶湖とその水辺景観 ～祈りと暮らしの水遺産～」以外の日本遺産についてもリンク先の情報を掲載するなど観光情報の発信を行った。また、令和3年度に改訂したパンフレットでは、日本遺産「琵琶湖とその水辺景観 ～祈りと暮らしの水遺産～」以外の本県に関係する日本遺産5件も紹介する内容に変更し、その情報発信に努めた。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (個別事業)	<p>(57)「戦国ワンダーランド滋賀・びわ湖」観光PR推進事業〔事務局事務費について〕(意見)</p> <p>各事業の積算がなされているが、各事業に事務局事務費が計上されており、その合計は978千円となっている。しかし、資料上で事務局事務費の計算根拠は示されておらず、県としても確認をしていない。なお、びわこデジタルビューローにおいて確認を行ったところ、過去実績を基準に事業費の約1.2%を事務費として計上しているとのことであった。</p> <p>積算の根拠が妥当であったとしても、資料からはそれが読み取れず、外部から見た場合に積算が妥当であるかの事前判断、および支出の内容が妥当であったかの事後判断が出来ないことにも繋がるため、県として積算の妥当性を確認する仕組みを確立することが望まれる。</p>	<p>びわこデジタルビューローにおいて、公認会計士と相談の上、令和3年4月に定めた共通経費(事務費)の按分ルールに基づき、按分計算を行っている。</p>
	<p>(58)「戦国ワンダーランド滋賀・びわ湖」観光PR推進事業〔運営職員費について〕(意見)</p> <p>事業計画書において、嘱託職員の社会保険料等が17.7%と概算で積算されているが、例えば全国健康保険協会発表の平成31年度保険料額表によると法人負担分の料率は15.3%であり、積算過程における社会保険料率は過大となっている。</p> <p>社会保険料は、積算の過程である程度正確な数値を持って計算が可能な項目であり、改善が望まれる。</p>	<p>当該事業は令和2年度で終了したが、同様の事例が生じた場合は、事業計画の段階から全国健康保険協会発表の保険料額表に基づき保険料を算定するなど、適切な積算を行う。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (個別事業)	<p>(60) 観光人材育成等地域支援事業[事業の必要性について] (意見)</p> <p>ビッグデータを活用した地域支援事業のうち、来県した観光客の動態ビッグデータによるマーケティング調査を5,500千円で外部に委託しているが、事業内容の詳細はビッグデータを分析等した資料を研修会の資料として活用することであった。</p> <p>周遊状況を連続性のあるデータにより把握・分析することは、より戦略的かつ効果的な施策の立案の材料として有益であり、周遊状況の見える化は、非常に重要な事業であると考えられるが当該事業は継続しなければ効果がなく、単年度で終わってしまうと高額であることも相まって、実施することが不要であったと判断されかねない。今後、事業の設計の際には長期的な視点に立って効果的に事業が継続されるように検討することが望まれる。</p>	<p>当該事業については、令和2年度より事業目的等を整理し、人材育成とビッグデータの2つの事業に区分した。</p> <p>なお、今後、同様の事業を設計する際には、事業の目的等を明確にしたうえで、事業を構築していく。</p>
	<p>(65) 観光人材育成等地域支援事業[事業費の概算払いについて] (指摘)</p> <p>県はびわこビジターズビューローに対して四半期別に補助金を概算払いしているが、執行計画とびわこビジターズビューローの執行時期で一部乖離している状況が見受けられた。実態と乖離した支払時期を記載した執行計画書について、県は執行時期の精査を怠っていたと言わざるを得ない。</p> <p>滋賀県補助金等交付規則において、補助金は事業遂行後の後払いを原則としつつも、事業遂行に必要であると認める場合に知事が認める場合については例外的に概算払いを認めている。</p> <p>今後、補助金は原則として後払いである趣旨を県は適切に理解し、そのうえで事業遂行のために概算払いが必要であるかを確認することが必要である。</p>	<p>補助金の概算払については、事業遂行のために必要であるかの確認を徹底しているとともに、補助事業者から提出された執行計画を精査し、適切に支出している。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (個別事業)	<p>(66) 観光人材育成等地域支援事業[事業設計について] (意見)</p> <p>観光人材育成等地域支援事業には、①観光地域づくりを牽引する地域の観光振興の核となる人材を育成する事業と、②ビッグデータを活用した地域支援事業が含まれており、2つの事業は異なる目的となっているが、1つの事業に集約されていた。本来は、施策の目的を達成するための事業を設計すべきである。</p> <p>県は人材育成を目的とした事業として1つに集約したとのことであるが、①人材育成と②ビッグデータの分析では専門性が異なっており、1つの事業とする明確な理由とはなっていない。また、びわこビジターズビューローは当該事業を外部委託しているが、その際の公募型プロポーザル実施要領において、①人材育成と②ビッグデータの分析の2つの事業を含めて委託先を選定しているが、研修業務と分析業務では専門性が異なることから、必要十分な委託先を選定できない可能性を有している。</p> <p>事業設計に際して、目的を明確にしたうえで必要と判断される事業を選定することが望まれる。なお、県は令和2年度において、当該事業から①人材育成と②ビッグデータを区分し、2つの事業として整理している。</p>	<p>当該事業については、令和2年度より事業目的等を整理し、人材育成とビッグデータの2つの事業に区分した。</p> <p>なお、今後、同様の事業を設計する際には、事業の目的等を明確にしたうえで、事業を構築していく。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (個別事業)	<p>(69) コンベンション招致事業[間接補助金の決定権者について](意見)</p> <p>びわこビジターズビューローは当該負担金を受領し、県内で開催される国際的・全国的な大会・会議および学会等に対して開催に要する経費の一部を滋賀県コンベンション開催助成金として間接補助金を交付しているが、助成金額の決定権者を「知事」としていた。</p> <p>びわこビジターズビューローが独自に助成金制度を設けているため、決定権者を法人内部の適切な役職者とすることが必要である。びわこビジターズビューローは県の観光施策を県とともに相互に信頼して実施する関係性ではあるものの、補助金等の交付要綱などの資料については県と一線を置いて慎重に作成することは重要であり、その認識が欠落している事例と見受けられる。</p> <p>県はびわこビジターズビューローに対して当該助成金の交付要綱を変更させるように指導することが望まれる。</p>	<p>びわこビジターズビューローにおいて、直ちに交付要綱の誤りを訂正し、助成金額の決定権者を知事から会長に変更した。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 ここ滋賀

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>個別事項 (ここ滋賀(ここ滋賀推進事業))</p>	<p>(79) ここ滋賀推進事業 [成果指標の設定について] (意見)</p> <p>ツーリズムビジョンアクションプランにおいて、ここ滋賀来館者数のみが目標として設定されているが、最終的に県全体にどれほどの金銭的影響があったか分かる経済波及効果をツーリズムビジョンアクションプランにおいて大目標として設定したうえで、中目標として来館者数、売上金額を設定することが重要である。</p> <p>また、個別事業の中に成果指標が設定されていない事業が見受けられたため、上位目標とのつながりを明確にしたうえで、適切な成果指標を設定し、事業の必要性・重要性を判断することにより、最終的にここ滋賀全体でのPDCAサイクルが適切に機能させる体制を構築することが望まれる。</p>	<p>令和2年度「健康しが」ツーリズムビジョンアクションプランから、主な事業目標として「『ここ滋賀』が滋賀県に及ぼす波及効果」を設定した。また、令和4年度からのここ滋賀の第2期運営事業の開始にあたり、来館者数や拠点売上の目標を設定した。</p> <p>なお、シガリズム観光振興ビジョンのアクションプランでは成果指標を設定しており、事業の効果を発揮させるため適宜評価や見直しを行う。</p>
	<p>(80) ここ滋賀推進事業 [ここ滋賀の効果検証について] (意見)</p> <p>ここ滋賀としての事業を評価する場合、観光施策として東京で実施すべき内容に絞ったうえで、効果を検証することが重要である。</p> <p>県の実施したここ滋賀における経済波及効果の調査結果によると全体的に80%の達成率となっており、特に観光施策として最も重視すべき「観光誘客」の経済波及効果の達成率は50%に満たない。</p> <p>また、費用対効果が1.94倍となっており投じた歳出額に対して約2倍の効果があったものと評価しているが、経済波及効果合計1,746百万円の主なものは「メディア・情報発信」の702百万円であり、県に対する直接的経済効果が実感できるものではない。ここ滋賀が、県外での財政支出であることを考えれば、施策の効果が最終的に県の税金としてどれほど還元されるか、という視点も重要であることから、経済波及効果で判断するとともに、県への直接的経済効果を図る手段として税収効果の分析も検討する必要があると考えられる。</p> <p>県は毎年度約3億円の財源を投じて運用しているここ滋賀について、適切に効果検証を行ったうえで、今後の事業継続の必要性について慎重に検討することが望まれる。</p>	<p>令和4年度からのここ滋賀の第2期運営事業の開始にあたり、来館者数や拠点売上の目標を設定したことに加え、県民や県内事業者の皆さんに「ここ滋賀」の効果をより実感いただけるよう、取組にかかる個別の目標指標を設定した。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 ここ滋賀

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>個別事項 (ここ滋賀(ここ滋賀推進事業))</p>	<p>(81) ここ滋賀推進事業 [委託業者の選定方法について] (意見)</p> <p>県はここ滋賀の運営を民間事業会社に委託し、委託料0円で店舗売上のうち3%を納付金として徴収するのみとなっており、商品や食材の調達については基本的には委託業者の判断となっている。</p> <p>委託業者が商品や食材の調達を選定する場合、店舗売上を伸ばすための売れ筋商品等をラインナップする誘因が働くため、幅広い滋賀県産のラインナップを希望する県の要望と相反する結果となる。</p> <p>また、2階部分のレストランの運営を継続することに疑義がある結果となっているが、全体的に「一定の成果を上げている」と評価した結果、基本的機能を見直さないことは問題と言わざるを得ない。</p> <p>ここ滋賀における商品や食材の調達の選定方法と飲食における基本的機能を見直すことが重要である。県はここ滋賀の情報発信機能の強化ができるように、県が選定した商品や食材をラインナップするとともに、飲食については1階部分の「SHIGA's BAR」と2階レストラン部分の効果も分析し、ここ滋賀の2階部分のあり方を再検討した上で、委託業者の選定を行うべきである。</p> <p>なお、委託業者の選定にあたり、上記の基本的機能を再検討した上で、レストランを継続する場合であっても、低迷した運用結果が継続しないように、年度ごとに運営事業者を変更できるように契約内容を見直すことが望まれる。</p>	<p>令和4年度からのここ滋賀の第2期運営において、2階レストランは、滋賀県内で実績のある事業者の運営が決定した。</p> <p>近江牛をはじめとした県産食材を用いて滋賀の食の魅力を発信するとともに、食をきっかけとした滋賀への誘引を図っていく。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 ここ滋賀

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>個別事項 (ここ滋賀(ここ滋賀推進事業))</p>	<p>(82) ここ滋賀推進事業〔施設・設備・備品等の維持管理費について〕(意見)</p> <p>契約書によると、ここ滋賀の施設・設備等の維持管理や修繕等に係る経費は県の利用に供する部分に相当する経費以外はすべて委託業者が負担すると定められている。そのため、その他需用費として県が支出している維持管理や修繕等に係る経費は県が負担すべきではなく、委託業者が負担すべきと考えられる。</p> <p>一方で、仕様書によると県が負担する経費として拠点内装整備費と明記されている。県は当該記載をもって、一部の維持管理や修繕等に係る経費について、県も負担する必要があると認識している。この結果、維持管理や修繕等の案件が出た際に、県は委託業者と協議し、どちらの負担とするかを決定しているとのことである。</p> <p>契約書および仕様書を見た限り、ここ滋賀の通常の維持管理や修繕等の経費負担は委託業者にあると想定され、県に負担義務はないと考えられるが、委託業者との負担関係について明確な定めが必要と考えられる。契約更改の際にはリスク分担表等において詳細な負担関係を明確にすることが必要である。</p>	<p>令和4年度からのここ滋賀の第2期運営にかかる運営委託業務契約において、「拠点施設および県が設置した備品等の維持管理、点検および、修繕にかかる経費のうち、1件10万円に満たないもの」については、運営事業者が負担する経費であると明記した。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 ここ滋賀

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>個別事項 (ここ滋賀(ここ滋賀推進事業))</p>	<p>(83)ここ滋賀推進事業 [「ここ滋賀からひろがり隊」情報発信事業について] (意見)</p> <p>「ここ滋賀からひろがり隊」情報発信事業は、滋賀ファンやインフルエンサー等で構成する「(仮称)ここ滋賀からひろがり隊」を組織し、写真や動画など、SNSを通じて、隊員それぞれが滋賀の良さを全国、世界へ発信することを目的としているが、インフルエンサーを多く抱える業者に委託しているだけであった。</p> <p>このような事業は広告宣伝費として継続的に同額3,500千円の事業費が必要となることから、長期的な観点で「(仮称)ここ滋賀からひろがり隊」を組織できているとは言い難く、滋賀ファンが増えることにつながるとは考えにくい。今後、ここ滋賀の来場者等が、SNSで発信しやすい工夫をすることに事業費を投じることにより、滋賀ファンを過増させることが望まれる。</p>	<p>魅力あるイベントの実施や商品展開の拡充等により、滋賀の魅力を発信することで、来館者自らにSNSでここ滋賀を発信いただき、滋賀ファンを増やしていけるよう取り組んでいく。</p>
	<p>(84)ここ滋賀推進事業 [ここ滋賀屋上テラスからの魅力発信強化事業について] (意見)</p> <p>ここ滋賀屋上テラスに4,997千円の金額を投じて屋上の利用率を上げることを目的に事業を実施しているが、ここ滋賀開設から2年経過した時点で屋上テラスのテコ入れを行っていること、また、約5百万円のコストを投じたにもかかわらず事前に成果指標を設定せず効果検証も曖昧なままの現状を鑑みると、そもそも屋上テラスの利用についてここ滋賀開設当初からしっかりと検討されていたのか疑問であり、この事業自体の合理性についても疑問を感じざるを得ない。</p> <p>屋上テラスの利用がどのように滋賀への誘客に繋がるのかを再度熟慮した上で、場合によっては屋上テラスの必要性も含めてそのあり方および運営方法の見直しが望まれる。</p>	<p>コロナ禍の中で、解放空間であり換気の心配が生じない屋上テラスを活用し、信楽焼の作陶体験を開催し好評を得た。</p> <p>今後も、屋上テラスの活用を含めた全館一体的な企画催事の実施など、特性を活かした滋賀の魅力発信・誘客促進に取り組んでいく。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 ここ滋賀

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>個別事項 (ここ滋賀(ここ滋賀推進事業))</p>	<p>(85) ここ滋賀推進事業 [ここ滋賀ショッピングサイト運営事業について] (意見)</p> <p>県産品の販売および情報発信を趣旨として、ここ滋賀ショッピングサイトの運営を滋賀県中小企業団体中央会に4,900千円で委託しているが、売上は平成30年度で409千円、令和元年度で706千円の実績であり、情報発信拠点としての成果が出ているとは言い難い状況である。</p> <p>当事業の委託については単独随意契約で行われており、ショッピングサイトの構築・運営であれば同様のサービスを提供している事業者は多く存在するため、例えばプロポーザル方式を利用して別の専門業者に委託する選択肢もあったと考える。</p> <p>滋賀県中小企業団体中央会への委託実績は、ここ滋賀本来の目的に十分に寄与しているとは評価できず、次の2点について検討する必要がある。</p> <p>①ここ滋賀ショッピングサイトを継続する方向であるならば、ここ滋賀ショッピングサイトに関し、今後の利益計画を設定したうえで、当該計画を最も効果的、効率的に達成しうる委託業者をプロポーザル等の手段で選定</p> <p>②今後の利益計画策定段階で、ここ滋賀ショッピングサイト運営に関するコストを回収することができない場合には、ここ滋賀ショッピングサイト運営自体がここ滋賀の目的でない以上、当事業は廃止し、貴重な人材および資金を別事業に活用することを検討</p>	<p>令和4年度からのここ滋賀の第2期運営においては、店舗運営事業者がECサイトを立ち上げ、運営することとしている。</p> <p>店舗とECサイトを同じ事業者が運営することで、ポイントカードの共通化や、店舗で買った商品をECサイトで購入いただくなどの相互連携を図っていく。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 ここ滋賀

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>個別事項 (ここ滋賀(ここ滋賀推進事業))</p>	<p>(86) ここ滋賀推進事業 [滋賀へのいざない機能強化事業について] (意見)</p> <p>当事業において、ここ滋賀来訪を契機に参加したいと思えるオリジナルツアーの造成がなされているが、その結果につき、以下の問題点がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6ツアーのうち3ツアーが最少催行人数に満たなかったため、中止になっている。 ・6ツアーのうち2ツアーは、発着が新大阪であり大半が京阪神からの参加と見込まれるため、ここ滋賀で当該ツアーを組成する必要性がない。 <p>上記内容については県も重く受け止めており、次年度においてはオリジナルツアーの造成は事業として廃止しているとのことであった。</p> <p>しかし発着が新大阪であるツアーなどは、そもそもここ滋賀で行う必要があったかなど、事前に検討すべき課題もあったと考えられる。再度ここ滋賀の意義を念頭に置いた上で、より効果的な施策を行うことが望まれる。</p>	<p>今後、同様の事業を行う際には、ここ滋賀の開設目的の実現に向けて、より効果的な施策の実施に努める。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 ここ滋賀

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (ここ滋賀(ここ滋賀推進事業))	<p>(87) 物品の現物実査について [改造品の取り扱いについて] (指摘)</p> <p>ディスプレイ什器について、同じ物品が物品管理システムに 13 個登録されていた。この物品について、現物を確認したところ、6 個を 1 式とする改造品が 2 式あり、単品が 1 個あった。物品管理システムにおいて、現状の 13 個で登録している場合、現物確認する際に実際に 13 個の物品がないため、現物を確認することができなくなる。</p> <p>また、当該物品を処分する際に、物品管理システムに該当する物品を認識することができず、処分の登録が漏れる可能性がある。</p> <p>複数の物品を改造し、1 つの物品として使用する場合、物品管理システムにおいても 1 式として登録する方法に改善することが必要である。または、6 個で 1 式であることがわかるように枝番で管理することが必要である。</p>	<p>令和 3 年 1 月に、ディスプレイ什器について、6 個で 1 式であることが分かるように物品管理システムの備考欄に入力した。</p> <p>今後は、適正な物品管理に努める。</p>
	<p>(88) 物品の現物実査について [備品標示票 (シール) の貼付について] (指摘)</p> <p>ここ滋賀 4 連サイネージコントローラーについて、備品標示票 (シール) が貼付されていなかった。備品標示票の貼付は物品管理システムに登録している物品と現物を紐づけるために重要な目印である。</p> <p>当該物品について早急に備品標示票を貼付するとともに、他の物品についても貼付漏れがないか確認することが必要である。</p>	<p>令和 3 年 1 月に、ここ滋賀 4 連サイネージコントローラーについて、備品標示票を貼付するとともに、他の物品についても貼付漏れがないか確認した。</p> <p>今後は、適正な物品管理に努める。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 ここ滋賀

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>個別事項 (ここ滋賀(ここ滋賀推進事業))</p>	<p>(89) 物品の現物実査について(カウンターバック什器)〔使用・保管場所の登録について〕(指摘)</p> <p>カウンターバック什器について、物品管理システムの使用・保管場所が何も入力されていなかった。 同じ物品が複数ある場合に登録した物品を特定するためには、使用・保管場所の情報がなければ特定できない場合もあるため、物品の使用・保管場所の記載情報は、現物を確認する上で重要である。 物品を取得した際には物品管理システムに使用・保管場所を必ず入力するとともに、入力漏れが発見された場合には使用・保管場所を調査したうえで、入力することが必要である。 なお、ここ滋賀が管理する物品の使用・保管場所は、ここ滋賀が所在するビルとは別に、事務局オフィスが所在する別のビルがあり、複数の所在地があるが、物品管理システムの使用・保管場所にはすべて「ここ滋賀」としか入力されていない。この点についても、「ここ滋賀2階倉庫」や「事務局オフィス会議室」のような具体的な場所を記載することで、容易に現物を特定できるようにすることにご留意いただきたい。</p>	<p>令和3年1月に、カウンターバック什器について、物品管理システムに具体的な使用場所を入力した。 今後、物品を取得する場合は、物品管理システムに具体的な使用場所を入力することを徹底する。</p>
	<p>(90) 物品の現物実査について(カウンターバック什器)〔複数資産の1式の登録について〕(意見)</p> <p>カウンターバック什器について、物品管理システムに1個の物品として登録されていたが、実際には、棚板2枚とキャビネット1個で1式であり、その内容について物品管理システムの登録されている内容には明確となっていなかった。 物品管理システムに登録されている内容からすると、1個のキャビネットだけが登録されている物品に該当すると誤って判断する恐れがあるため、1式の内容がわかるようにすることは重要である。 複数の物品を1式で登録する場合、1式の内容がわかるように備考欄等に1式の内容を入力するか、枝番管理することが必要である。</p>	<p>令和3年1月に、カウンターバック什器について、複数の物品で構成されていることから、1式の内容がわかるように物品管理システムの備考欄に入力した。</p>

令和2年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 観光振興局

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
個別事項 (出張旅費)	<p>(93) 出張旅費 [出張に係る復命の徹底について] (指摘)</p> <p>令和2年3月の県外出張についてサンプル調査した結果、5件のうち3件については、復命書、ヒアリングメモを確認することで間接的に出張が行われた事実を確認することができたが、2件については、復命書などは作成されておらず、出張が行われた事実を確認することができなかった。</p> <p>この点、滋賀県職員服務規程第17条は「職員は、公務旅行から帰庁した場合には、すみやかに文書をもって復命しなければならない。ただし、特殊または軽易な事件については口頭をもってすることができる。」としており、滋賀県では「特殊または軽易な事件」に該当しない限り、文書での復命が必要となる。上記の2件については、「特殊または軽易な事件」に該当しないと考えられ、文書での復命を徹底することが必要である。</p>	<p>指摘を踏まえ、滋賀県職員服務規程を順守した復命を徹底しており、今後も適正な処理に努める。</p>